

(写)

# 合併協定書

静岡市・由比町



## 1 合併の方式

庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。

なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。

## 2 合併の期日

平成20年11月1日とする。

## 3 合併後の市の名称

静岡市とする。

## 4 合併後の市の事務所の位置

静岡市の現在の事務所の位置とする。

## 5 財産及び公の施設の取扱い

由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。

## 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は、適用しない。

## 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

由比町農業委員会は、静岡市農業委員会に統合する。

ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、由比町の農業委員会の選挙による委員のうち1人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

## 8 地方税の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、由比町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、合併の属する年度及びこれに続く2年度に限り、事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。

## 9 一般職の職員の身分

由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。

職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。

## 10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い

地域審議会及び地域自治組織は設置しない。

ただし、由比地区からの意見交換の要望について配慮するものとする。

## 11 合併基本計画

別添「静岡市・由比町合併基本計画」に定めるとおりとする。

## 12 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合の取扱いについては、次のとおりとする。

① 共立蒲原総合病院組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退するものとする。

運営費に係る静岡市の負担割合は、従前の静岡市の負担割合に由比町分を加えた負担割合とする。

関係市町は、実効性のある経営改善に努めるものとする。

平成18年度までの累積欠損金については、毎年度の予算の定めるところにより、平成26年度までに清算する。

平成19年度に生じた欠損金については、翌年度に処理し、平成20年度以降については、毎年度の予算に定めるところにより、欠損金が生じないよう措置するものとする。

なお、駿河看護専門学校は、平成22年度末をもって廃校す

るものとする。

② 庵原郡環境衛生組合については、合併の日の前日をもって解散するものとし、由比町の区域における当該組合が処理している事務を、静岡市に引き継ぐものとする。

なお、解散後の庵原郡環境衛生組合の財産及び職員の取扱いについては、関係市町において、別途協議して定めるものとする。

③ 庵原地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散するものとし、由比町の区域における当該組合が処理している事務を、静岡市に引き継ぐものとする。

なお、解散後の庵原地区消防組合の財産及び職員の取扱いについては、関係市町において、別途協議して定めるものとする。

④ 県道富士宮由比線・市町道富士川由比線道路組合については、合併の日の前日までに解散するものとする。

⑤ 静岡県市町総合事務組合については、由比町は合併の日の前日をもって脱退するものとする。

(2) 静庵地区広域市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって廃止するものとする。

(3) その他の事務の共同処理については、由比町は合併の日の

前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、  
合併後に加入するものとする。

(4) 第3セクターについては、当面現行のとおりとする。

### 13 使用料、手数料等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のと  
おりとする。

### 14 国民健康保険事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

### 15 組織及び機構

静岡市の組織及び機構に統一する。

なお、激変緩和のため、由比町の区域に平成20年11月1日の合  
併期日から平成21年3月31日までは、規模や機能を検討し、支所  
的機能を設置する。その後は、支所的機能を段階的に縮小し、當  
分の間、事務所を置くものとする。

(別紙、合併協議会の付帯意見有り。)

## 16 特別職の職員の身分

由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。

## 17 条例・規則の取扱い

静岡市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

## 18 公共的団体等の取扱い

合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。

## 19 補助金、交付金等の取扱い

静岡市の制度に統一する。

## 20 行政連絡機構の取扱い

静岡市自治会連合会に統合する。

広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統

一する。

#### 21 町・字名の取扱い

由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。

ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。

#### 22 各種福祉制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

#### 23 慣行の取扱い

静岡市の制度に統一する。

#### 24 保健衛生事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

#### 25 清掃事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

26 各種産業制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

27 教育制度の取扱い

静岡市の制度に統一する。

28 消防団の取扱い

静岡市消防団に統合する。

29 上水道事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。

30 下水処理事業の取扱い

合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。

31 各種事務事業の取扱い

静岡市の制度に統一する。



## 別 紙

### 15 組織及び機構に対する合併協議会の付帯意見

由比町民の不安解消に向け、最大限の努力をしてほしい。



# 調印書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき設置された静岡市・由比町合併協議会において、合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成19年12月5日

静岡市長

小嶋 善吉



由比町長

望月俊明



立 会 人

静岡県知事

石川嘉延

静岡市議会議長

杉山三四郎

由比町議会議長

青木仁二